

第423回（定例）福崎町議会会議録

平成21年6月23日（火）
午前9時30分 開 会

1.平成21年6月23日、第423回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1.出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1.欠席議員（なし）

1.事務局より出席した職員

主 査 吉高美鈴 主 査 澤田和也

1.説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	岡本裕	技 監	樋口和夫
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ く り 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1.議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告、質疑
第 3 討論・採決
第 4 閉会中の所管事務調査申出
第 5 一般質問

1.本日の会議に付した事件

日程第 1 総括質疑
日程第 2 委員長報告、質疑
日程第 3 討論・採決
日 程 追 加 追加議案の上程、討論・採決
日程第 4 閉会中の所管事務調査申出
日程第 5 一般質問

1. 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は16名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。
なお、本日の定例会に中塚事務局長から欠席という届け出が出ております。代わって吉高主査が出席しておりますので報告しておきます。
それでは、付託をしておりましたすべての案件につきましては、それぞれの委員会での審議が終わり、その審査結果の報告が議長あてに提出されております。
よって、報告のありました案件を本日の会議の議題といたします。

日程第1 総括質疑

- 議 長 それでは、日程により本定例会に上程されました議案について、総括質疑を受けてまいります。

議案番号並びに関係する資料名、ページ数等をお示しの上、ご質疑をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、質疑がございましたらどうぞ。

- 8 番 先日の質疑に続いて、議案第45号、平成20年度水道事業会計歳入歳出決算認定について、確認の質疑をさせていただきます。

先日の議案の質疑におきまして、決算書の3ページ、資本的収支に係る分の不足額に対する充当の項目及びその額について、今年度、昨年度あたり、私は15年度の決算で見たんですが、15年度の決算での充当の順番が違う。課長はこのようなルールで一応決まっているという答弁だったんですが、調べてほしいと、整合性がないので。そのことについて改めて説明を求めます。

- 水道課 長 前回の質疑のときに、私がこの本を提示しまして、充当順位が決まっておるといふ答弁をしましたがけれども、あれから再度調査をしまして、企業会計の充当順位、これは特に決まっていないということで、特別に規定はされておられません。基本的には、企業の任意にゆだねられておるといふことでございまして、ただこの消費税の資本的収支調整額がある場合は、まずこれを使いなさいということで、前回、順位がこれとこれとこれと、決まっておると回答しておりましたけれども、訂正させてもらいまして、お詫び申し上げます。

- 8 番 15年度の決算でも消費税もありまして、消費税が一番最後になっております。ですから、内部に残るお金ですから、いいんですけれども、福崎町の水道課として、そのときの担当課長によって順番が変わるのではなしに、当然額にもよるでしょうけれども、こういうものはきちんとルールを決めておかれて、決算に当たられる方が明瞭な決算になるんじゃないかと要望いたしますが、いかがですか。

- 水道課 長 先ほども答弁しましたように、消費税がある場合は、消費税を一番に使う。その次に損益勘定留保資金、そのような順番で使っていきたいと考えております。

- 議 長 ほかにございませんか。

- 9 番 45号議案の水道の決算認定について、決算書の20ページ、3番の業務量のところです。先日も、質疑のときに問いかけが何点かございました。私も不思議に思いますので、再度、確認の意味も込めましてお尋ねしたいと思います。

といいますのは、20ページにあります水源別の年間配水量及び給水量ということで、井ノ口の水源地の送水能力の件でございます。これを見ますと、井ノ口の1日当たりの送水能力は1,000立米で、実際に配水したのは50万6,

637立米です。1年、365日としますと、送水能力は36万5,000立米だろうと思いますが、大きくオーバーをしておるわけです。そういうところから、まず1点目、お尋ねしたいのは、この水源別の送水能力ということで、ここへ水源地別にお示しいただいておるわけです。これはどういう性格のものでしょうか。といいますのは、私は水道のことをちょっと調べてみましたが、水道法の第6条で認可ということが出ておるんですが、これは認可の水量が送水能力ということで出ておるのでしょうか、どうなんでしょうか。

水道課長 この②の水源別送水能力といいますのは、事業認可、それぞれの水源地で取っておる事業認可の水量でございます。

9番 送水能力というのは、認可の能力ということですね。じゃあ、認可をいただいておりますよりもたくさん汲んでおる、そういうことですね。そういう場合には、どういうことをするのかということが1点。あと1点お尋ねしたいのは、これまでもたびたび水源の問題についてはお尋ねしておりまして、これまでの答弁は、最初は長目で開発をするという答弁でした。ところが、長目でどうもうまく交渉が進まないというところから、昨年、井ノ口で進めていきたいというような、たしか答弁だったと。水源の調査に入るということだったと思うんです。ついては、旧の給食センターを20年度に買収されました。これは15ページにちゃんと出ておりますけれども、先日の質疑では、いつ買収したのかとの問いかけもありまして、どのような契約をなされたのか、これも実際に時間があれば確認したいわけですが、管工事組合に賃貸契約で貸してありますけれども、3月の家賃収入が、水道の決算に入っていない。そういう問題点がありました。

井ノ口の水源地は調査に入るということであつたんですが、調査に入る予定、状況ですね、今の現状はどうなっておるのか。もう既に入収はできておりますけれども、大きく関連しておりますのでお尋ねしたいと思います。

水道課長 21年度では、調査の委託料は置いておりません。22年ないし23年、近いうちには水源地があるかどうかの調査もしてみたいと思っております。

9番 してみたいという答弁は、ちょっと私はおかしいんじゃないかと。もう既に、さっきも言いましたように、旧の給食センターを水源地の確保をするんだという意味で、買収が終わつとるわけですし、今から出るんかどうか調査をするんだ、調査をするんだ、もう去年から言われておるわけですね、答弁で。だから1年間にどういう進展があつたのか。いつごろ着工で、いつごろ完成予定なのか、その辺のところ聞きたいわけですが。一般会計にとりましては、遊休資産の売却になるわけですから、財政調整基金も取り崩して、予算を組むような状態にありますから、遊休資産の売却ということで、一定の評価はできると思うんですが、今、水道の会計から見ますと、何ゆえ20年度に買収したんだと、今の答弁でしたらね。私はそういうふう思うわけですが。どうでしょうか。

水道課長 20年度で今後5年、5年、10年間の地域水道ビジョンを作成いたしました。そのビジョンの中では、高度処理も含めまして、平成26年ごろまでには完成するというビジョンを持っております。そのようなことで、26年ぐらいまでには高度処理も予備水源地も含めて実施していきたいと思っております。

9番 それじゃあ、26年ぐらいまでの予定ですから、延びるかもわかりませんが、それは私もわかるわけですが、一番最初に聞きました水道法ですね、第6条で水道事業をやる際には認可を得ることということですね、厚生労働省の。第10条に事業の変更というのが出ておりまして、水道事業者は給水区域を拡張し、給水人口もしくは給水量を増加させ、または水源の種別、取水地点もしくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないと

いう条文がございます。この井ノ口の水源については、今この点についてはどう
いう状況になっておりますか。それと今後の見通しを。

水道課長 この地域水道ビジョンの計画を申しますと、22年度に認可の変更の申請を考
えております。そして、井ノ口の水源、福田の水源の高度処理、あるいは予
備水源と、それらも含めて事業認可を22年度には取りたいと考えております。

9番 22年度に取りたいということですから、そういうことでやっていただいたら
と思います。ただ、思いますのは、県水の問題です。杵よりも価格の問題がござ
いますので、町民の立場から県水は杵のかなり下の方で済ましておるとい
う状況があるわけですが、この件についての問題点とか、解決策ですね、それは十分に
見通しとしては立っておるわけですか、どうですか。

水道課長 まだ県水とのそのような協議はいたしておりません。

9番 調査をやってみて、出るか出ないかわからんから、保険のために置いとくのも
いいかと思うんですが、県水の問題もね。やはり、県はできるだけ給水量をふや
してほしいというふうにお聞きしておりますので、私は、幾らかは、全然寝耳に
水みたいな話じゃなしに、少しずつ状況を話していくということが大事なんでは
ないかと思うわけですが、課長はどう思われますか。

水道課長 県水も、この平成20年、21年で全体の量を変えようということで、75万
トンはその半分ぐらいにしようという動きがございます。それらにあわせて、
町も6,200という話をしておりますけれども、若干変更してほしいというこ
とで、協議中ではございまして、まだ最終段階ではございせん。それらも含めま
して、今の予備水源の井ノ口のこともございまして、またそういう協議の場所等
で話はしてみたいと思います。

9番 それはそのぐらいにしておきまして、ここのところ2年ほどお聞きしてござ
います利益剰余金の処分案、8ページです。利益剰余金の処分の計算書ということ
でして、当年度の未処分利益剰余金が7,089万8,359円と、利益剰余金の処
分ということで、減債積立金に200万円、建設改良積立金へ6,000万円と、
合計6,200万円。翌年度へ繰越利益剰余金として889万8,359円という
案になっておるわけです。これまでに2年にわたって質疑の際、私もいろいろと
これまでの歴史的な経過等も含めてお尋ねしておるわけですし、これに関連しま
して、昨年、この公営企業の貸借対照表に自己資本金と借入資本金がありますが、
というお尋ねをしておきまして、この辺のところの説明を、昨年の議事録を見
ていただいたらよくわかると思うんですが、借入資本金の内容等についてお尋ねし
てございまして、課長、議事録の77ページから78ページです。課長は、この自
己資本金、これにつきましては、地方公営企業法において資本金のうちの借入資
本金以外という形で、当初の資本金、あるいは出資債という形で、それぞれ積み
上げて、今ここに上がっております10億7,200万円という形で、そしてこ
の借入資本金、これにつきましては、建設または改良のために長期借り入れとい
う形で企業債を買っております。それらの企業債が大部分を占めるという形のも
のですから、資本の部の資本金の部に組み入れるという形になっております。こ
ういう答弁をされております。私、そのときにもよくわからなかったんですが、
何度読み返してみましても、借入資本金が企業債を買ってできておるとい
うような答弁ですね。物を買ったら資本のところにやるやなしに資産のところへ入ると違
うんですか。資産の部へ。緊張しとったから、答弁違うとんかどうかわかりませ
んけどもね、課長、どうですか。

水道課長 現行の地方公営企業法制度でいいますと、借入資本金、これはどういうものか
ということで、先ほど議員言われましたように、私が昨年答弁しました。建設ま

たは改良等の目的のために発行した企業債、建設または改良等の目的のために他会計から借り入れた長期借入金等に相当する額を借入資本金と言いまして、地方公営企業会計においては、昭和27年の、この制度時から自己資本として、資本金に整理するというようになっておりまして、先般、神戸新聞にそういう話が出ました。今、それを見直そうという動きがございます。

- 9 番 今から言おうかなと思うたら、先に課長が答弁をされたんですが、私が去年の答弁にこだわりましたのは、課長は、たまたま言い間違いかどうか知りませんよ。私は、知りませんが、借入資本金いうたら、企業債を買っておりますというような表現ですので、買ってありますと。企業債を発行してありましてと言われたらいいんですが、買ってありますというような認識でしたら、全然違うわけです。自分の手持ちの金をふやすために発行しとるわけですから、企業債を。買うということは、手持ちの金減るわけです。たくさん持っとらんとあかんねん、あかんねんという話でしたから、これまでずっと。手持ちの金が、もしものときとか、何でしたかいね、ほかに何かいろいろありました。だからお尋ねしたんです。そういう認識はございましたか、課長。新聞のことは、私もここにちゃんと記事のコピーしているんですけどね、どうですか。

水道課長 答弁しました、借りておるといのは、先ほども言いましたように、建設改良の目的のために発行した企業債ということでございます。

- 9 番 そういうことで、これ議事録の漢字が違うんかわかりませんか、買うと借りるとの。課長はそういうことで言われたかわかりませんが、議事録見まして、課長、どうしても手持ちの資金がたくさん要るんだと、私はこの決算そのものを全部見てみまして、なぜそんなにたくさん手持ちの金が要るのか理解ができないわけです。そのためにお聞きをしとんどすけれどね。

今、課長がおっしゃいましたように、5月31日の神戸新聞を見ますと、「地方公営企業 民間並みに会計厳格化」という見出しで、今言われたような借入資本金のことが出ております。これは、課長、何ゆえこういうふうになっておるんだということがおわかりでしたらお答えいただきたいと思うんですが、関係がありますんでね。

水道課長 この新聞にも書いてありますけれども、民間では、負債の方に入れるということで、企業会計と若干会計処理が違ってきております。その中に隠れて破綻している企業会計もあるということで、この会計処理を見直そうという動きと、このように思っております。

- 9 番 大きく言うたらそういうことです。もう一つようわかりませんが、この20年度から地方財政の健全化法というものが本格的に適用されるというところから、外郭の団体も含めて、内容をわかりやすくしていく、今おっしゃったように、地方自治体の財政状況、本体の財政状況だけでなしにトータルしたもので見ていこうということから、こういうことが進んでいくんだろうと思うんです。そういうところからしますと、実際に、このことも私、去年もたしか申し上げているはずですが。何ゆえ借入資本金なのかということ。本来なら負債にあるべきものということもね。実際に、国の方でもこういう検討をして、年内に結論づけをしていくということですから、水道の決算につきましても、昔からずっと伝統的にこうやってるんですということ。状況は変わってきておりますから、よりよい方法があるということであれば、研修をしていただいて、検討をして、実際にそう進めていくという姿勢が私は大事だろうと思います。そういう意味から、今こういうことを聞きました。個別の細かいことについては、この会計の処理の案につきましても、去年も翌年度への繰り越しの件につきましても、い

ろいろとお尋ねしておりますので、もうきょうはやめときますけれども、よく検討していただきたいと思います。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、以上で総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

6月15日の本会議2日目において、4件の案件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、それぞれの結論を得て議長あてに審査報告書が提出されております。

これから各委員長からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、審査をお願いした順によりしくお願いいたします。

まず、民生常任委員会からの報告でございます。事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

石野民生 民生常任委員会から報告します。

常任委員長 本会議2日目に付託になった案件、議案第45号、平成20年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、議案第46号、平成20年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、議案第47号、平成20年度福崎町水道事業剰余金処分についての3件について、6月17日、民生常任委員会を開き審査を行いました。

まず、議案第45号、平成20年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算書12ページの表のとおり、給水収益が19年度の3億1,288万4,940円から、20年度は3億75万6,635円と、1,212万8,305円の減少となっておりますが、営業用の水道料金合計が1,233万8,120円の減と、これが大きな比重を占めています。水の使用量の減少が家庭用においても減少していることが決算書21ページにも示されています。

費用については、下水道工事に伴う配水管更新による資産減耗費の支出もありましたが、節減の努力で、2,797万6,618円の利益を得ることができました。

下水道工事に伴う配水管移設及び石綿管の入替えが進み、また漏水調査による漏水箇所早期修理が行われた結果、有収率80.1%と向上し、石綿管の昨年度総延長1万1,655メートルから20年度で7,487メートル減少したことにより、20年度末の石綿管の総延長は4,168メートルとなり、比率も前年度末から4.1%下がり、2.3%になりました。

また、福田水源地高圧受電設備の更新、駅前送水配管修理、三ノ宮辻川山の真空ポンプ取替えなどが行われたほか、井ノ口の給食センター跡地の購入も1,490万円で行われました。

委員からの質疑として、他会計補助金についてありました。答弁として、平成7年度に行った奥田口の水道事業の償還金の2分の1との説明がありました。

ほかに、利益が減ってきていることについて、県水の値上げによる700万円程度の費用増と、千束水路の改修工事に伴う配管工事の費用が影響したとの答弁

でありました。

議案第46号、平成20年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算については、景気の影響で、年間給水量及び給水収益が全体的に減少し、6.5%の増となりました。

収益合計2,271万986円、支出の費用合計2,310万5,109円となり、収支差引は39万4,123円の損失となりました。

質疑はありませんでした。

議案第47号、平成20年度福崎町水道事業剰余金処分についてであります。

前年度末の繰越利益剰余金残高4,292万1,741円に、当年度純利益2,797万6,618円を加えた7,089万8,359円のうちから当年度純利益の5%を超える200万円を減債積立金に、6,000万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てようとするものであります。

質疑はありませんでした。

採決を各議案ごとに行った結果、議案第45号及び第46号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきもの、議案第47号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位のご賛同をよろしく願いして、報告といたします。

議長 民生常任委員長からの補足説明が終わりました。委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、民生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次は、産業建設常任委員会からの報告でございます。事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長から補足説明を求めます。

北山産業建設 産業建設常任委員会から報告いたします。

常任委員長 審査結果につきましては、事務局朗読のとおりでございます。

請願第2号、「公共工事における賃金等確保法」の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について、意見もなく、全員賛成で採択することといたしました。

以上で、産業建設常任委員会からの報告を終わります。皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

議長 産業建設常任委員長からの補足説明が終わりました。委員長に対する質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって委員長報告並びに委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議長 次の日程は、討論・採決であります。

議案番号順に1件ずつ進めてまいります。

それでは、議案第45号、平成20年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

9番 私は議案第45号、平成20年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定に反対

の討論を行います。

平成18、19年度の過去2年間、水道事業会計歳入歳出決算認定の議案質疑に際し、剰余金処分計算書案が水道事業の歴史的経過を考慮しない制定条文の解釈があり、合理的な利益処分がなされていない処分案であることを改めるべきとの見地から、種々質疑を行い、認定反対討論でも詳細にその根拠を述べてきました。本年度は、繰り返して詳細な根拠は申し述べません。しかし、それぞれの金額は毎年異なりますが、昨年度までと全く同じ方法の処分案でありますから、賛成することができません。

また、取水能力向上のために旧給食センターも買収をしておりますが、水道会計にとっては、急ぐ必要のない資産の買収であり、認定に反対する理由でもあります。

議案第47号についても、関連議案でありますから、反対することを申し添えます。

来年度こそ認定に賛成できる決算であることを期待して、反対討論といたします。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第45号について、本案に対する民生常任委員長報告は原案のとおり認定するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第45号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次は、議案第46号、平成20年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、討論がございましたらどうぞ。

9 番 議案第46号、平成20年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

監査委員の意見にもご指摘がありますように、4年間連続の赤字決算となっております。地方公営企業法第7条の2第7項は、地方公共団体の長は、管理者が心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認める場合または管理者の業務の執行が適当でないため、経営の状況が悪化したと認める場合、その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができるとうたっております。業務の執行が不適当ということは、計画(プラン)、実行(ドゥー)、統制(シー)という経営管理の仕方が不適当であるということで、具体的には、月次の統制という管理の仕方を怠っていたということであり、経営状況が悪化した場合とは、損益計算書の当年度純利益が減少したとか、赤字になった場合を言うわけであります。当事業会計では、資産状況からすると、大きな心配は必要ないと思われませんが、管理者の罷免に値する事実が4年連続しております。管理者が公共団体の長である町長であるという点にも大きな問題がございます。猛省を促す意味からも、決算認定に反対をいたします。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第46号について、本案に対する民生常任委員長報告は原案のとおり認定

するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議

長 起立多数であります。

よって、議案第46号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次は、議案第47号、平成20年度福崎町水道事業剰余金処分について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議

長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第47号について、本案に対する民生常任委員長報告は原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議

長 起立多数であります。

よって、議案第47号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次は、請願第2号、「公共工事における賃金等確保法」の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件について、討論がございましたら、どうぞ。

(「ありません」の声あり)

議

長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

請願第2号、「公共工事における賃金等確保法」の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件について、本案に対する産業建設常任委員長報告は原案のとおり採択するであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議

長 起立全員であります。

よって、請願第2号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件で、審査報告のありました案件の討論・採決を終結いたします。

日程追加 議案の上程、討論・採決

議

長 この際、お諮りいたします。議事日程の追加でございます。

先ほど採択されました請願第2号に関する意見書案が所定の手続を終えて議長あてに提出されております。

よって、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長 ご異議なしと認めます。

よって、先ほど採択されました請願に関する意見書案1件を議題とすることに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。資料配付をお願いいたします。

◇

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

◇

議 長 会議を再開いたします。

それでは、意見書案第2号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、更に本意見書案に対する詳細なる説明を提出議員、北山孝彦君から求めます。

北山孝彦議員 それでは、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案ということで、大変失礼ですけれども、朗読をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

建設現場で働く県内の労働者は、約20万3,100人、うち福崎町204人、県内の許可業者は2万800社、うち福崎町は14社を数え、県内の経済活動と雇用機会の確保に貢献している。しかしながら、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、ほかの産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接施工単価や労務費の引き下げとなり、建設労働者の生活を不安定なものにしている。

国においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が平成12年11月27日に公布され、平成13年2月16日に施行され、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われることという附帯決議が国会でなされたところであります。

なお、諸外国では公共工事にかかわる賃金等を確保する法律、いわゆる公契約法の制定が進んでいる。については、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るためには、公共工事における新たなルールづくりが必要である。

よって、国におかれては、下記の項目を実施されるよう強く求める。

1. 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、公共工事における賃金等確保法の制定を進めること。

2. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書案を提出するというところで、衆参両院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、厚生労働大臣様、国土交通大臣様あてにお願いするということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 以上で本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。

それでは、これから質疑を受けてまいります。

意見書案第2号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について、ご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上で、追加議案に対する質疑を終結いたします。

これから討論・採決に入ります。

意見書案第2号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関す

る意見書について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
意見書案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、意見書案第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、追加上程されました議案に対する審議が終了いたしました。
しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時50分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4 閉会中の所管事務調査等申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査等の申出であります。
お手元の配付をいたしておりますように、各常任委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長あてに提出されております。
事務局に一括して朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりました。それぞれの申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、閉会中の所管事務調査等申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。
一般質問に入る前に、一般質問の経過報告書が提出されております。また、町長から資料配付の申し出がございますので、許可をいたします。
しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第5 一般質問

議 長 次の日程は、一般質問であります。

今回の一般質問の通告者は12名であります。

それでは、日程により通告番号順に一般質問を受けてまいります。

1 番目の通告者は、牛尾雅一君であります。

1 県道整備（三木宍粟線）の推進について

2 学校教育について

3 障害者福祉について

以上、牛尾議員どうぞ。

牛尾雅一議員 ただいまより議長の許可をいただきまして、通告に従い、住民の方々の声を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、県道整備、三木宍粟線の推進について、2点目は学校教育について、3点目は、障害者福祉についてでございます。

まず、町長に県道三木宍粟線の整備についてお尋ねいたします。

現在、大門地区の東端より鴻ノ池までの第1工区はほぼ完了し、住民の方々は大変喜んでおられます。しかしながら、東大貫地区で急に車線が狭くなり、危険な状態です。今定例会の冒頭のあいさつの中で述べられましたように、その地域に住む人のいのち・くらし・人権を守り、より豊かな生活ができるように配慮され、町政を行っておられますか。その県道について、国道並みの交通量のこの区間の現状をどのようにお考えでしょうか。

町長 私の物の見方、考え方をより多くの方にといいますか、新しい議員の皆さんに知っていただこうと思ひまして、今、私の1年間考えてまいりましたエッセイをお配りさせていただきました。そういうことも通して、私のすべてではありませんが、一部でありますけれども、物の見方、考え方というのはご理解をいただきたいと思っております。

さて、大貫地区につきましては、ご指摘のとおり大変危険な状況になっておりますので、一日も早い改修をといいますか、整備を願っているところでございます。

牛尾雅一議員 私が調査しましたところによりますと、福崎町内における交通事故の多くは三木宍粟線に関係したものと聞いております。いろいろな原因が考えられますが、町長はどのようにお考えになるでしょうか。

住民生活課長 ただいまの事故の件ですけれど、町内の交通事故で三木宍粟線に関係したものは、昨年度45件、人身事故が起きております。率にして28.3%が三木宍粟線での人身事故という報告をさせていただきます。

牛尾雅一議員 全体的に見ましたら、私の思っていたよりも、今、課長に答弁いただきました件数は、少ないような感じです。また、現在、西大貫のところは完成しておりますが、その西側の大門地区の一番東端から播但道の高架下の間までも同じように危険と考えますけれども、いかがですか。

町長 今までの西大貫の区間と大門の今の状況とは、現実的には少し違っているところがあります。と申しますのは、その区間には片側歩道ではありますが、歩道があります。今までの西大貫区間については、それもなかったということでありまして。

今のままでいいのかと問われますと、より整備され、安全・安心が確保できるようになっている方がいいと思ひます。しかし、なかなか今の状況でありますから、それを一気に解消というところになるかどうかというのは、県の事情もあろうかと思ひます。

牛尾雅一議員 いろいろ財政難の現状ですので、難しいところが多々おありと思うんですが、現在、東大貫の鴻ノ池から加西の行政界のところまでが、まだ、特に危険と思うんですが、いかがでしょうか。

- 町長 当然、そういった認識を持っております。県においてもそうした認識を持って
おりますので、当然、加西市との間についても整備計画を持って進めようとして
おるところでございます。
- 牛尾雅一議員 要望していただいておりますが、明確なるというんですか、大体いつごろとい
うめどはまだ立っていないんでしょうか。
- まちづくり課長 鴻ノ池から東の第2工区につきましては、来年度から事業着手となるよう事務
を進めていると、県の福崎事業所から聞いているところでございます。
- 牛尾雅一議員 大変早くしていただけるようで、ありがたいと思います。
そうすると、来年度から予備費や調査費とかがついて、用地買収に入ってい
ただけるのでしょうか。
- まちづくり課長 まず、地形測量から入りまして、そして設計ということになります。また、境
界等の確定などで、事業説明会をまず開催されると思いますが、そういった中で
十分説明をして、事業に入るものと思っております。
- 牛尾雅一議員 現在、ヨーロッパの主要都市の、パリとかベルリンとか、そういったところ
では地球温暖化の観点からも、自動車中心の社会から歩行者・自転車が利用しやす
い道路行政に変わりつつあると聞きました。
県、国、当町、また、近隣の市町でも、そのように将来を見据えて、歩道を広
くつくられているのでしょうか。
- まちづくり課長 道路の事情、また法的なことで、例えば都市計画道路決定されたものにつ
いては、決定された幅員で、基本的には施工していくということ、またそれ以外の一
般道につきましては、その事情等によりまして、その幅員が決定されるものと思
っております。
- 牛尾雅一議員 現在の東大貫を完成していただいているところは、すごく歩道も広いんです
が、自転車は、歩道の上を通れないということになるのでしょうか。
- まちづくり課長 基本的には、自転車歩行者道、歩行者も、自転車も同時に通れるという幅
員は、道路の基準からいいましたら3メートルでございます。それ以下については歩
道ということになるんですが、特にここを自転車、歩道を通る方が安全というこ
とで、公安委員会が認めた場合につきましては、そういった警察が標識を上げて、
通行可となり、通行することも可能ということになっております。
- 牛尾雅一議員 今の現状でしたら、歩道はすごく広くしていただいているので、車道がい
っぱいですので、自転車の方がほとんど広い歩道の上を通られるんです。そう
すると、申請とか、要望をして、公安委員会の方に認めてもらいましょうか。
- まちづくり課長 1工区につきましては、歩道が3メートル、植樹帯が1メートル、両側で
今施工されておりますが、3メートルということで、自転車も通れる形態になっ
ております。
- 牛尾雅一議員 そしたら、今では本当は通られたらいけないということですね、現状では。
- まちづくり課長 3メートルありますので、今の1工区は自転車通行可能でございます。
- 牛尾雅一議員 標識はまだ出てないのですが、要らんということですか、3メートルあれば。
そうすると、現在、自転車で加西市から市川高校にたくさんの高校生が通学し
ているんですが、そういう観点から、今の鴻ノ池から加西の行政界までの間も、
当初歩道が、両側につくということの計画でしたが、片側歩道に変更となっ
ているようですが、その点はどうなんでしょうか。
- まちづくり課長 当初は、今申されましたように、第1工区、第2工区も含めて両側歩道とい
うことで、県の方は説明されたんですが、その後、道路設計の基準となる道路構造
令の改正とか、そういうこともありまして、第2工区につきましては、昨年
の6月議会でも同様の一般質問があったんですが、片側歩道ということで、県から聞

いていることを答弁したんですが、地元区に対しては、主な説明の経過につきましては、当初、平成12年から説明したんですが、片側歩道ということで、平成19年10月23日に東大貫区の役員に、当時県の福崎土木事務所から説明がございました。

そして、地元区の皆さんに対する説明は、昨年2月29日に東大貫公民館で第1工区の工事説明とともに、第2工区の片側歩道設置の理由や考え方等について説明がされました。私も説明会に出席させていただきましたが、片側歩道につきましては、地元区の皆様方は一定のご理解されているものと、理解をしております。

そして、本年2月4日付で東大貫区区长様を初め、地元297名の方々の書面をもって第2工区の早期整備についての要望書が町と県に出ておるところでございます。

片側歩道でやむを得ないということから、早期の事業着手を望まれていると、関係者はこう理解しているものと思っております。

牛尾雅一議員 当初、県の方の計画で、両側に歩道ということを考えておられたということは、当然、将来にわたり必要だと思われたから、そういうふうにお考えになったのではございませんか。

まちづくり課長 当初は連続的ということから、両側歩道で説明されたんですが、今申しましたように、第1工区に比べて、両側に人家の連たん等、比べて第2工区については、南側が連たんしていないということ等によりまして、それと道路構造令の改正等によって、片側歩道ということを決められているものでございます。

牛尾雅一議員 財政が大変厳しいときでございますが、50年、100年先までを見越してつくられている道路ですので、またこの区間は買い上げとなる用地は、畑とか農地がほとんどで、福崎町中心部と違い、買い上げ単価も低いと考えられますし、加西市側も両側歩道で工事が進んできています。この区間のみ片側歩道というのは、一定区間車道を通行することになり、危険が増すことにもなります。

また、当初の両側歩道という計画をされたときより後に、加西に福崎町の全小売面積に匹敵する大型集客施設のイオンショッピングセンターがオープンして、当初よりも交通量が増加している現状と考えますので、その点も考慮していただきたいのですが、いかがですか。

まちづくり課長 県では現地調査もされまして、通行量、それから歩行者と自転車の通行量も含めまして、そういう調査もし、地元とともに現地調査もやられているところでございます。そういった調査の結果から、そういう方針に変わったということでございます。ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

牛尾雅一議員 できますれば、当初の計画のようにしていただきたいと考えております。

次に、東大貫の信号の交差点についてですが、道路がカーブしているということで、7%の勾配を県の方は基準どおり施工していただいておりますが、交差点に南大貫からの町道を直進して加西市側に右折するとき、急な段差で車の重心を失うようになるんです。その点でどうお考えでしょうか。

まちづくり課長 ご指摘のとおり、県道整備工事により、町道東大貫中島線との取り合い部が山なりになっております。確かに、スピードを出して、町道から県道へ入ると車両が不安定になることが予想されますが、交差点で右左折するときは、減速・徐行して通行することとなっております。徐行すれば、まず安全と思われそうですが、ドライバーの方々に注意を促す意味の道路標識の設置について、県や警察と協議したいと思っております。

牛尾雅一議員 ぜひそのようにお願ひいたします。

次に、学校教育に関しまして、通学路の確保についてお尋ねします。

原則として、車は左側通行で歩行者は右側通行ということになっております。やむを得ない事情で、歩行者が左側を通行しなければならないときというのは、それなりの目印が必要と考えますが、いかがでしょうか。

住民生活課長 今質問のところは、田尻の駐在所の裏の道路と考えております。田原小学校に確認いたしましたところ、大門、加治谷、亀坪の子どもたちが下校時に左側を通行しているというのが実態でございます。理由といたしましては、播但道の連絡道の高架下において北側に歩道帯があるということで、低学年において道路の横断をしなくてよいという判断で左側通行をしているということでございます。

したがいまして、議員ご指摘の目印ということにつきましては、歩行者用路側帯ということを考えますので、学校、警察と協議し、検討していきたいと考えております。

牛尾雅一議員 そのようにお願いいたします。

地区の道路沿いにお住まいの方々の賛同を得なければできないことですが、ただいま課長が言われました播但道の信号から田尻の駐在所までの間、四、五百メートルぐらいですかね、その間は、結局、生徒が通学されるときに、通り抜けというか、近道というか、大きい道を通られると、信号にひっかかるということで、そこを抜け道のように通勤される方と一緒に時間帯になりますので、30分とか、1時間程度、通学の時間帯というのは短いので、その間だけ一方通行とか、車両通行禁止ということは考えられませんか。

住民生活課長 ただいまの通学時間帯の通行制限ということですが、通行制限は可能ですけれど、その時間帯等で、地域住民も通行不可ということになりますので、当然、住民の理解とか、協力、そういったことが必要です。それと相当の広報が必要ということになります。制限を行う場合、当然、警察の許可が必要でございますが、県警本部からの現地の確認とか、通行量調査、迂回する車の混入割合、道路幅の確認ということなどが挙げられます。

また、この道路につきましては、田原小学校のPTAからもそういった要望が出されておりますので、関係課で協議を行うということで、周辺住民の同意が一番だと思いますので、それが整いましたら、また警察の方へは上申していきたいと思えます。

それと、一方通行のこともそうですが、それも慎重に行うということで、通行制限がかかると不便をかける方も出てこられます。地元から相当要望が出てきましたら、警察へは上申する予定にしておりますけれど、最終決定については公安委員会で判断されますので、その点をご了承いただきたいと思えます。

牛尾雅一議員 よろしくお願いたします。

次に、学校教育の中の小学校のことでお尋ねします。

何らかの障害を抱えている子どもが、少子化が叫ばれている今日でも多くおられると聞きます。福崎小学校には、障害を抱えている児童が複数名いると聞きますが、何名ぐらい、また介助員は何名おられるのでしょうか。

学校教育課長 福崎小学校の特別支援学級の児童でございますけれども、8名在籍いたしております。

介助員につきましては、年度当初は2名でございましたけれども、6月15日から1名追加配置いたしまして、3名で対応いたしております。

牛尾雅一議員 障害を持っておられる児童の中に、重度の児童はいますか。

学校教育課長 重度のとらえ方が問題になるかどうかと思うんですが、当然、知的、情緒、肢体、この3クラスがございます。その中で、それぞれ特別な支援が必要な児童が在籍

しておるという状況でございます。

牛尾雅一議員 大変な仕事というんですか、先生も児童のために尽くしていると思うんですが、この3名の介助員で十分とお考えでしょうか。

学校教育課長 それぞれのクラスには学級担任がございまして、その学級担任がその子に応じた教育的なニーズに対応すべき対応をしやすいするための介助員を配置させていただいております。現在のところ、1名追加させていただいたことで、より効果的な教育ができるものということで、今現在は取り組んでおるところでございます。

牛尾雅一議員 これからまた、できるならば、介助員をもう一人ほどふやしていただいて、先生方の負担を軽くして、授業に専念していただいて、学力が向上するように、先生方にまた頑張っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、幼稚園に関連してお尋ねします。

福崎幼稚園が立派に完成して、皆さん大変喜んでおられますし、幼稚園には、保育所籍で入所する5歳の子どもが多数おられると聞きました。午前中は、幼稚園児として学び、午後からは長時間預かってほしいという希望から、保育園籍で入所されていると考えます。平等の観点から、田原、八千種地区に早期に幼稚園の建設を望みますけれども、財政とかの関係で完成するまでに相当の年月を要するのではないかと考えております。希望者が多くあれば、八千種、田原地区において同じような形態をとっていただけるのでしょうか。

教 育 長 福崎幼稚園と同じような幼保一体化の施設につきまして、ご指摘のように川の東地区にも早く建設をしたいと、これはもう当然のことながら、教育委員会の事務局は考えております。財政の許す範囲で、できるだけ早く建設できるように、教育委員会として努力していきたいと思っております。

牛尾雅一議員 ぜひ、そのように早期にできるようにお願いいたします。現在、パート等にお勤めのお母さんが、幼稚園児が2時か2時半ごろに家に帰ってくるということで、保育所のおときは4時ぐらいまでの仕事を入れられたのが、大きくなって幼稚園児になったのに、勤務時間を切り上げて、2時ごろには家に帰らないといけないという人もあると聞きます。ですから、2時から4時ぐらいの間、幼稚園で保育所児のように預かっていただけるということではできないのでしょうか。

学校教育課長 幼稚園の預かり保育につきましては、本年度から緊急的、一時的な事情により、家庭で子どもを見られない保護者の方を対象にいたしまして、預かり保育を実施いたしております。

牛尾雅一議員 そうしていただいたら大変ありがたいと思っております。しかしながら、緊急の方というのを優先していただいているんですが、一般的にそういうふうにするんではないかと案内をしていただけたら、仕事を4時までしたいという人が、そうしてほしいという希望が多く出てくるんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

学校教育課長 本年度、福崎幼稚園で幼保一体化運営を進めて、取り組んでいるところでございます。そういった中で、他の幼稚園、保育所につきましても、公平性の観点から、今申し上げました一時保育、一時預かりを、緊急的な対応の取り組みをさせていただいているところでございます。今後、そういう保護者のニーズも把握しながら、どういう形で預かり保育を実施していくのかを研究していきたいと考えております。

教 育 長 本来、保育に欠ける子どもは、保育所に行ってください、保育に欠けない子どもは幼稚園に来ていただく、こういうのが保育所と幼稚園の違いでありまして、これを一緒にしたのが福崎町がやっております幼保一体化の幼稚園であります。福崎幼稚園以外の3カ所につきましては、今課長が申しましたように、預かり保育というのを今年度から実施しております。これは、今も説明しましたように、

一時的、緊急的な場合に預かるということでありまして、毎日4時まで預かるというものではありません。

牛尾雅一議員 教育長が言われましたことは、当然のことと思いますが、福崎幼稚園では、普通幼稚園に行かれる5歳の児童が保育所籍で入所されるということになりますと、午後からは保育の目的で預かられているということですか。

教 育 長 長時間保育に入っている子は、保育に欠ける子どもでもあります。ですから、午後から夕方までは、保育所の保育指針によって保育するのが長時間保育の子どもたちであります。

牛尾雅一議員 それでは、幼稚園に保育所籍に入園している5歳児は、午前中は幼稚園籍で入園している子どもと同じ教育、小学校に入る前の準備の教育を一緒に受けているんですか。

教 育 長 福崎幼稚園の一番大きな特徴はそこにあると私は思っております。長時間保育児も、短時間保育児も、午前中は幼稚園教育要領で就学前教育を行っております。長時間保育児の午後は、今言いましたように、保育指針による保育を夕方まで行っておるのが福崎幼稚園の特徴であります。

牛尾雅一議員 そうすれば、多くの要望があれば、田原、八千種地区の幼稚園に午後から預かり保育を今臨時的にさせていただいていますが、そういう保育目的の先生を午後から配置させていただいて、普通に、緊急ではないにしても、希望すれば預かってもらえる、そういうシステムにさせていただけるということは可能でしょうか。

教 育 長 法的に詳しくは調べてはおりませんが、今建物がかかなり離れておりますので、そのところはちょっと難しいのではないかと考えております。また、調べておきます。

牛尾雅一議員 よろしく願いいたします。

次に、障害者福祉についてお尋ねします。

現在、障害をお持ちの方は福崎町にもおられると思います。平成18年度に障害者自立支援法が施行されて、障害者の地域での生活支援や障害者の自立を支援するサービスの提供に努められておられると思います。現在、福崎町で知的障害者の通所授産施設を利用されている方は何人ほどいらっしゃいますでしょうか。

また、私が知っている方は、市川町にある施設を利用して、町内には通所施設はないと聞いておりますが、通所施設の状況をお尋ねいたします。

健康福祉課長 現在、福崎町の方で知的障害者通所授産施設、また就労継続支援施設を利用されている方は14人おられます。市川町にあります民間の法人が運営しておりますゆかり作業所に5人、同じく市川町にありますいちかわ園が7人、姫路市夢前町にありますゆめさき分園を2人利用されております。この二つの施設は、中播福社会という施設で、姫路市と神崎郡の3町で広域設置して、運営しているような状況でございます。

牛尾雅一議員 今後、在宅生活をしながら通所施設を利用したいと考えられる方もふえると思います。利用者の利便性からも、福崎町にもそのような施設があればいいのではないと思いますが、施設整備についてはどのようなご計画がおありでしょうか。

健康福祉課長 施設整備につきましては、福崎町単独で整備するという考えでなく、広域で設置している中播福社会等で取り組むべきものと考えております。

現在、広域では整備計画はございませんけれども、町内の民間法人におきまして、通所施設の建設の計画がございます。今、建設に向けて準備をされているところで、町としましても、民間の活力に期待しまして、障害者のサービス向上に向けて、スムーズに施設が建設されますよう支援をしているところでございます。

牛尾雅一議員 福崎町内にも障害者の方の利用しやすい施設が一日でも早く建設されますこと

を願ひまして、これで一般質問を終わらせていただきます。

議長 以上で、牛尾雅一君の一般質問を終わります。

次に、2番目の通告者は松岡秀人君であります。

1 社会教育行政について

2 消費者行政について

以上、松岡議員どうぞ。

松岡秀人議員 議席番号1番 松岡秀人でございます。議長の許可を得、通告により一般質問をさせていただきます。

社会教育行政についてと、消費者行政についてではありますが、今回は、消費者行政についてさせていただきます、社会教育行政については、委員会とか、議会の次の一般質問に回させていただきますと思います。

生活科学センターについてですが、近年、さまざまな分野での規制緩和や高度情報化の進展に伴い、消費者を取り巻く社会経済環境は、大きく変化しています。長期化する景気の低迷や、雇用不安などを背景に、消費者トラブル等が後を絶たない状況にあります。例えば、食品の産地偽装、あるいは有毒物の混入によって食品が脅かされる事態が発生し、また家電、自動車等の身近な製品の欠陥による死亡事故、さらには架空請求、振り込め詐欺など、悪徳商法による被害も続出し、消費者問題は深刻な政治問題にまで発展しています。福崎町には、生活科学センターがありますが、このセンターについて、質問させていただきます。

まず、福崎町の生活科学センターは、昭和45年ごろに建設され、全国では、町立では一番最初に立てられたということをお聞きしておりますが、まず、目的は、何のために立てられたのか、その辺から答弁を求めておきます。

産業課長 福崎町の生活科学センターにつきましては、町民の生活の科学化に寄与し、また消費生活の安定及び向上に資するために、研究会、講習会、講演会等の開催、また資料等の収集、展示、相談に関することを行うために建てられたものでございます。

松岡秀人議員 この消費者の相談の窓口であります生活科学センター、こういう専門のセンターが県内には幾つぐらいあるのか。

産業課長 専門のセンターといいますと、兵庫県内には、神戸、東播磨、姫路、西播磨、但馬、淡路の県の施設が6カ所ございます。市町では、神戸、尼崎、西宮、伊丹、宝塚、川西、姫路市の7市と、それから福崎町の8カ所のセンターがございます。

その他の市町につきましては、担当部局におきまして窓口を設置しながら対応されております。

松岡秀人議員 このセンターは、建設されてから、約40年ほどたっておりますが、耐震診断は実施したのか。実施したら、その結果はどうであったのか、まずその辺からご答弁をお願いします。

産業課長 センターの耐震診断につきましては、平成13年に行っております。診断の方法につきましては、1次診断ということで、図面による構造等により耐震の診断をしております。

診断の結果につきましては、耐震補強するにも高額な資金が必要であり、建てかえが望ましいとの結果でございますけれども、ほかの公共施設との関係もあり、計画等につきましては、庁舎内の調整が必要な状況でございます。

このたびの国からの消費者行政生活活性化交付金事業によりますセンターの耐震補強、また建てかえにつきましては、国にお聞きしましたけれども、耐震等は想定してない、また相談所のないところで新設する場合には最高限度額として1,000万円の限度額となっているとのことであります。現存しているセンターに

つきましては、対象外ということでございました。

松岡秀人議員 診断結果で耐震補強するにも高額な資金が必要であり、建てかえが望ましいという答弁がありましたけれども、別に建てかえを求めるんじゃないけれども、そういう耐震診断の結果、補強しなくてはいけないと、でも現在8年ほどたっておりますが、柱一本も補強されていないと思うんですが、その結果、診断したよ、でも悪かった、でも金がないからほったらかしというんじゃないくて、たとえ柱1本でも打つとか、そういう手当はなぜされなかったのか。その辺のところ、答弁求めたいと思うんですけれども。

産業課長 当然、今言われましたように、耐震診断を行ってから、8年程度経過しています。その中で、他の公共施設等も、当然耐震診断を行っておりますけれども、ほかの公共施設等の兼ね合いもありまして、今のところ、現状のままという形になっているところがございます。

松岡秀人議員 他の公共施設との兼ね合いもあると思いますけれども、できるだけ早いうちに柱一本でも補強されるように求めておきます。

続きまして、このセンターでは、消費者団体による親子教室とか、婦人会等による愛の弁当づくりなどを行っておりますが、この愛の弁当づくりなどで、料理をつくって、次に、それを詰める作業をするのに、調理室から講義室の方までつくった材料を運んでいく、その時にトイレの前を通過して講義室まで材料を運んで、そこで詰める。この辺が不衛生的で、物すごくいいことじゃないと思うんですけれども、なぜそういうふうになっているのか。答弁をお願いします。

産業課長 トイレの位置等でございますけれども、なぜトイレがその場所にあるのかとか、またこのトイレが男女兼用となっているのかにつきましては、わかりませんけれども、当時消費者につきましては、主婦が多かったというようなことから、女性を中心に考えられたものであると推測します。また、トイレの前を通過していくということから、講義室と調理室の間に扉をつくってはどうかというようなことも考えられるわけですが、構造上の関係もありまして、今現在のままで使用しているのが現状でございます。

松岡秀人議員 先ほどのトイレですが、男女共同のトイレというのは、近ごろ本当に珍しいと思うんですね。この前、私もちょっと勉強させてもらいにそこへ行って、ちょっとトイレかりたら、男女一緒と、どこへトイレ行っても、きょうび、男と女は別々になつとるんですけれども、仕切り一つもないと、さっきも言われたように、昔女の人が多いところやから、男女一緒にしてると、男女混便というのは私聞いたことないと思うんですが、町長は安全・安心とか、住みよい風格あるまちづくりというのを掲げておられますけれども、この便所の件に関して、仕切りをつくるとか、思い切って耐震の検査で悪いから、建てかえを検討するとか、何かそういう方向を考えられておられるのか、任期满了まであと2年半ほどありますけれど、その後は私わかりませんが、町長は、私の知ってる限り、図書館もでき、給食センターもでき、浄化センターも完成しつつあると、そして、八千種小学校の体育館ができ、次は田原小学校の体育館ができると確信しておりますが、もう一つ、箱物として生活科学センターの新築、建てかえをと思うとるんですけれども、町長はどういう考えなのか、その辺をお願いします。

町長 非常に大切な施設でありますし、活用度も非常に高いわけですが、今すぐそれをどうしようというところは、今のところ考えておりません。

松岡秀人議員 今すぐとは申しませんが、在任中に、筋道だけは一応つけてもらえたらありがたいかなと、これは求めておきます。

そこで、私が思うのに、なぜそういう不衛生なところで弁当をつくるのかと、

調理、弁当をつくられるなら、さっきも言いましたけれども、給食センターがあるじゃないかと。そこで衛生管理もできているし、そこでつくられたらどうかなと思うんですけれども、課長、どうですか。

学校教育課長 衛生管理の行き届いた共同調理センターを設置してはおりますけれども、共同調理センターの設置目的の条例の中でうたわれておるわけなんですけれども、災害時、非常時以外は目的外に使用してはならないという条文も定められております。実際、現在のところ2,500食弱の給食を毎日提供している状況でございますので、他の目的に使うのは、不可能な状況でございます。

松岡秀人議員 そういう条例等で不可能だということだったら、生活科学センターで何らかの対策、改修を求めておきます。

それで、今給食センターの話が出たんですけれども、現在、給食センターの調理で使う燃料ですか、燃料は、電気、ガスとか、重油、いろいろあると思うんですけれども、主な燃料は何ですか。

学校教育課長 調理用の燃料につきましては、灯油を主に使っております。

松岡秀人議員 その灯油は、地下タンクに保管されておると思うんですけれども、どうですか。

学校教育課長 はい、地下タンクとして貯蔵庫を設けております。

松岡秀人議員 その場合、たしか量は家庭用じゃないから、結構多いと思うんで、危険物取扱主任という国家資格を持つてる人が常駐してなくてはならないと思うんですけれども、その辺、有資格者がおられるのかどうか、確認を求めます。

学校教育課長 危険物の取扱者の配置施設になります。3月末までは資格者がおりましたけれども、この4月の異動で、現在はいない状況であります。現在、資格取得に向けて職員が勉強し、対応しているところでございます。

松岡秀人議員 勉強し、対応されているのはいいんですけれども、そしたら、4、5、6月と無資格でやっていると、資格保持者がいないということは、これどういうふうにかえたらいいですかね。危険物取扱主任者という資格を持つてる人が常駐していなければならぬと消防法では定められていると思うんですけれども、それが現在取りに行っていると、勉強して、もう早急に取りたいということはわかるんですけれども、この間、事故がなかったらいいようなものの、もし事故でもあれば、すぐ新聞とか、そういうものでたたかれるし、町長、トップとして、適材適所な職員の人員配置、そういう面から考えて、庁内にこういう危険物取扱主任者という資格を持っていないかならぬような施設を早急に検討されて、その対応方を求めますが、いかがですか、町長。

副町長 そのような対応を整えていきたいと思っております。

松岡秀人議員 町長にお尋ねしたんですが、副町長が答えられたから、よしとしなければいけないと思うんですが、確かにこういう危険物取扱主任、事故がなければそれでいいという風潮を改めて、資格が要るところには資格を持つてる人を配置、それを早急な対応方を求めておきます。

それと、時間も迫っておりますが、現在、生活科学センターには、職員というのは何人で対応されておりますか。

産業課長 現在、生活科学センターには、消費生活専門相談員が1名と、センターの職員が1名の2名がおります。

松岡秀人議員 その生活専門相談員の職種は、どういうふうになつとるんですかね。

産業課長 町では嘱託職員となっております。

松岡秀人議員 その消費生活専門相談員は、資格は要るんですか、どうですか。

産業課長 消費生活専門相談員につきましては、国家資格のものでございます。

松岡秀人議員 国家資格となれば、それ相応の勉強もしていなければならないと思うんですが、

ここに2008年4月22日付の神戸新聞の記事があります。「消費生活相談員の不安定な雇用が浮き彫りに」という、国民センターが初の全国調査を実施して、相談員の雇用状態が大体71.4%が非常勤嘱託となって、常勤職員は11%にとどまっている。相談員の多くは、経験とか、国家資格を持っているにもかかわらず、一律報酬で社会保障もないというケースが多いんですが、個人情報や多重債務被害にかかわる相談などに対応したりするために、新しい知識とか、そういう習得が欠かせないと。いろんな研修会やセミナーにも休日でも、自費で参加しておられるということが、載っておるんですけども、私は何も個人的にどうこう言うんじゃないですが、これから消費生活相談員というのは、国の方でもこの秋にですか、消費生活庁というのを立ち上げるとなっておりますので、その辺の待遇も少し考えられたらどうかと思っておるわけでございますが、その辺のことにに関して、どう考えておられるのか、答弁を求めます。

産業課長 福崎町の専門相談員につきましては、当初はアルバイト、事務補助員として採用された後に、消費生活専門相談員の資格を取得されております。現在では、嘱託職員として活躍をされているところでございます。

松岡秀人議員 そういう活躍されておるもいいですけども、この消費生活専門相談員というのは、資格は神崎郡でも恐らく一人しかまだ持っておられないと。隣の加西市でも持っておられる方がないと。いろんなところから、はっきり言いましてヘッドハンティングいうんですか、お誘いも結構あると、それも結構な報酬でもって来てるけれども、福崎町で育ててもらっているから、福崎町で頑張っていくますけれども、という話をされております。そしてまた、この9月から消費者庁が国の方ででき、それでまた全国的にもそういう専門相談口の生活科学センターというのを立ち上げるとなっておりますけれども、立っているこの福崎町に対しては、どういう、政府の方から、国の方から補助金というんですか、先ほどもちょっと答弁にありましたけれども、支援金というものはあるのかないのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

産業課長 この消費者相談等につきまます専門相談員等に関しましては、先ほども言いましたけれども、消費者行政活性化事業というものがございまして。国からの助成が県におりてきまして、県から町につきましては交付金としております。そういう事業の中におきましても、相談員の養成事業、また相談員レベルアップ事業というものが県の方でも計画されているところでございます。そういった中におきまして、事業メニューを活用しながら進めてまいりたいと思っております。

松岡秀人議員 ますますこれから消費者問題というのが発生してきて、相談員とか、そういういろんな苦情が生活科学センターの方へ寄せられてくるのが考えられますので、人材の育成ほか、先ほども言いましたけれども、生活科学センターの改修・建てかえ、あるいは耐震補強、あるいはトイレの改修などを早急に求めて、時間もいいころ合いなので、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上で、松岡秀人君の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程をすべて終了することとします。

明日24日は、3番目の通告者は、難波靖通君からお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日は、これにて散会することにいたします。お疲れさまでございました。

散会 午前11時56分